

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【公開番号】特開2019-10272(P2019-10272A)

【公開日】平成31年1月24日(2019.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2019-003

【出願番号】特願2017-128273(P2017-128273)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月30日(2020.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下可能な遊技領域を表面に形成してなる遊技盤を備えた遊技機であって、前記遊技領域には、遊技球が通過可能な通路として、樹脂成型物で構成された成型物通路と、遊技釘で構成された遊技釘通路と、前記遊技釘通路を構成する遊技釘とは別の遊技釘で構成された複数の通路と、が設けられ、

前記遊技釘通路は、前記成型物通路の球出口近傍であって、前記成型物通路から流出する全ての遊技球が通過する位置に設けられ、

前記複数の通路は、前記遊技釘通路から流出する遊技球が通過可能な位置に設けられ、

前記複数の通路には、少なくとも第1通路と第2通路とが含まれ、

前記遊技釘通路を構成する遊技釘のうち少なくとも一部の遊技釘は、前記遊技釘通路から流出する遊技球が前記第1通路と前記第2通路との何れに誘導されやすくなるのかを調整する機能を備える

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記一部の遊技釘は、前記遊技釘通路から流出してきた遊技球の勢いを抑える機能を備える

ことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記第1通路および前記第2通路のうち前記第2通路を通過した遊技球を受け入れ可能な球受口が前記遊技領域に設けられ、

前記一部の遊技釘は、前記球受口を通過する遊技球の通過率を調整する機能を備える

ことを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

前述の課題を解決するために、本発明は以下の手段を採ることとした。

(1) 手段 1 の遊技機は、

遊技球が流下可能な遊技領域を表面に形成してなる遊技盤を備えた遊技機であって、

前記遊技領域には、遊技球が通過可能な通路として、樹脂成型物で構成された成型物通路と、遊技釘で構成された遊技釘通路と、前記遊技釘通路を構成する遊技釘とは別の遊技釘で構成された複数の通路と、が設けられ、

前記遊技釘通路は、前記成型物通路の球出口近傍であって、前記成型物通路から流出する全ての遊技球が通過する位置に設けられ、

前記複数の通路は、前記遊技釘通路から流出する遊技球が通過可能な位置に設けられ、

前記複数の通路には、少なくとも第1通路と第2通路とが含まれ、

前記遊技釘通路を構成する遊技釘のうち少なくとも一部の遊技釘は、前記遊技釘通路から流出する遊技球が前記第1通路と前記第2通路との何れに誘導されやすくなるのかを調整する機能を備える

ことを要旨とする。

(2) 手段 2 の遊技機は、手段 1 の遊技機において、

前記一部の遊技釘は、前記遊技釘通路から流出してきた遊技球の勢いを抑える機能を備える

ことを要旨とする。

(3) 手段 3 の遊技機は、手段 1 又は 2 の遊技機において、

前記第1通路および前記第2通路のうち前記第2通路を通過した遊技球を受け入れ可能な球受口が前記遊技領域に設けられ、

前記一部の遊技釘は、前記球受口を通過する遊技球の通過率を調整する機能を備える

ことを要旨とする。